

人生100年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して健康に暮らせる住環境の整備を促進するため、モデル的な取組に対して支援を行う。

概要

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、先導性が認められた事業の実施について、その費用の一部を支援するもの

【事業①～⑤共通の補助要件】

- 新たな技術やシステムの導入に資するものであること、多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであること
又は子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備を行うものであること
- 住宅の整備を行う場合は、住宅以外の機能の整備(シェアハウス等における住宅内の共同空間の整備を含む。)をあわせて行うものであること

【補助内容】

- 補助率：建設工事費(建設・取得)1/10、改修工事費2/3、技術の検証費2/3等
- 上限額：3億円/案件(①課題設定型・②事業者提案型・④子育て住宅型・⑤子育て公営住宅型)
500万円/案件(③事業育成型)

【期限】 令和6年度～令和10年度

事業内容

①課題設定型 設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業

<事業テーマ(イメージ)>

- 1.「居住サポート住宅」を普及・推進するためのモデルになる住環境整備
- 2.住宅確保要配慮者が円滑に入居できる仕組みを備えた住環境整備
- 3.既存建築ストックを活用した住宅確保要配慮者への住環境整備
- 4.見守り・安否確認等のDX化を伴う住環境整備
- 5.住宅確保要配慮者の居住の安定を図るための住環境整備

②事業者提案型 事業者が事業テーマを提案して行う先導的な取組への支援を行う事業

③事業育成型 上記①②の事業化に向けた、調査・検討を支援する事業

④子育て住宅型 子育て世帯への住環境の提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

⑤子育て公営住宅型 公営住宅ストックを活用し、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組への支援を行う事業

※①～③については学識経験者からなる評価委員会において、提案者によるプレゼンテーションを実施 ④⑤については評価委員会が定めた要件への適合を評価事務局が審査

事業の流れ

